

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	富岡地区 (富岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当該集落は昭和40年後半から50年前半に区画整備事業が行われ、平坦地に位置することから水稲を中心にリンゴ、キュウリ、そばなどが作付けされている。また、区画整備事業により畑を集約しリンゴ団地が形成されたことから、果樹の作付けが多い集落である。 ・耕作者は40～90代と年齢幅が広く兼業農家が多い。集落内の50～60代の耕作者で構成する富岡水稲生産集団は、水稲18ha、そば2.6haを作付けしているが、農地が分散しているため作業効率が悪く集約化が課題となっている。 ・今後2～3年の間に、高齢農家の農地が遊休農地になることが考えられるため、耕作者の確保や周辺農地の営農に支障が生じないような対応が急務となる。 ・有害鳥獣による農作物被害が拡大しているため集落内の農地に電気柵を設置しているが草刈や見回りなど維持管理に係る負担が増えている。 ・区画整備後に定植されたリンゴが老木となり収量が低下し、近年の価格下落や凍霜害により生産意欲が低迷し、維持管理されていない樹園地が増えてきている。 ・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、農業用施設(道・水路)の老朽化により計画的な補修が必要になっている。 <p>【地域の基礎的データ】 農業者:12経営体 認定農業者:2人 新規就農者:0人 主な作物:水稲(飼料用米含む)、リンゴ、キュウリ、そばなど</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の農地は、地区内の耕作者または水稲生産集団に集積し、農地中間管理事業により集約化を進めることで作業の効率化を図る。 ・将来にわたり持続可能な農業を実現するために、水稲生産集団を法人化し、新たな担い手の確保・育成を図る。 ・高収益作物の導入を推進し、地域全体の所得向上を目指す。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中間管理機構を活用し集落内の耕作者や水稻生産集団に集積し、さらに、農業作業の効率化を図るため集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用する。 また、担い手の意向を踏まえながら集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業から50年以上が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の要望を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・水稻生産集団を母体に法人化し、新たな担い手を確保・育成することで持続可能な地域農業の実現を目指す。 また、農業用機械の更新については、計画的に実施し補助事業を活用するなど法人の基盤強化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・果樹の防除について、機械の更新等を検討し共同利用を継続していく。 ・そばの刈取・調整・乾燥については、集落外の農業者に委託し作業の効率化やコストの削減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①多面的機能支払交付金事業と連携し、電気柵を設置し鳥獣害被害の防止に努める。
- ⑤老木となった果樹の改植を進め、収量の確保を図る。また、管理できなくなった樹園地の樹木を管理する継承事業により新たな耕作者を確保し、最終的に耕作者が確保できなかった樹園地については、伐根するなどして土地利用型作物等の作付け転換を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。